

議案第20号

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

平成31年2月22日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7月」を「10月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。